

米川地域づくり拠点施設整備基本計画



令和 6 年 3 月

下松市

目次

はじめに	1
1. 基本計画の策定にあたって	2
1. 1 米川地域について	2
1. 2 米川地域の現状と課題	3
1. 2. 1 地形・環境	3
1. 2. 2 人口動向	4
1. 2. 3 地域振興・観光交流	5
1. 2. 4 交通・買い物・医療等	6
1. 2. 5 公共施設	7
1. 3 米川公民館の方針	11
1. 4 上位計画及び関連計画	13
1. 5 住民意向・要望について	15
2. 整備方針	17
2. 1 基本コンセプト	17
2. 2 施設整備の基本方針	18
3. 拠点施設の整備位置について	20
3. 1 整備候補地の選定	20
3. 2 整備候補地の比較検討	21
3. 3 整備予定地	24
4. 建築計画	25
4. 1 施設の整備内容及び規模	25
4. 1. 1 整備予定地の概要	25
4. 1. 2 整備予定地の利用計画	26
4. 1. 3 施設の必要諸室及び規模（平面計画）	27
4. 1. 4 施設の必要諸室及び規模（立面計画）	29
4. 2 施設の必要性能・設備	30
5. 事業計画	34
5. 1 概算事業費・維持管理費	34
5. 2 事業スケジュール	35
5. 3 事業手法の検討	36
6. その他	37
6. 1 今後の課題について	37
7. 基本レイアウト図	39

現在の米川地域は、米川公民館を中心として、様々な地域の活動、イベントなどを行っています。また、米川公民館は、防災拠点として避難所にも指定されています。

しかし、米川公民館は建築からまもなく 70 年を迎え、耐震性の不足や、老朽化による施設の維持管理が困難になるなどの物理的・経済的機能に加え、バリアフリーに対応していない等の社会的機能の不足が問題となっています。

これらの問題から、現状のままでは、地域住民の方々の満足度や利便性の向上、持続的な地域活動の実施、防災拠点としての存続は難しく、新たな施設を整備していくことが求められています。

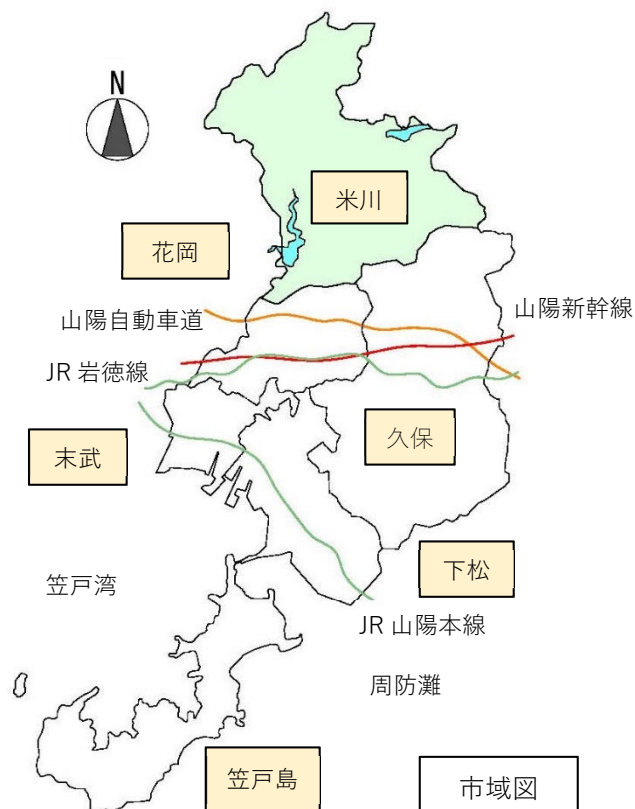
そのため、新たな施設を整備するための方針をまとめた「米川地域づくり拠点施設整備基本計画」(以下「整備基本計画」という。)を策定し、施設整備を計画的に進める必要があります。

平成 28 年 10 月から、米川地域の方々と米川公民館の建替えに関する協議を行っていますが、米川公民館の物理的・経済的・社会的機能の不足は、それ以前よりも問題となりました。

この整備基本計画では、長年抱えてきた米川公民館の問題や、米川公民館の建替協議の中でいただいた貴重なご意見、要望、課題を整理、解決し、これまで根付いてきた米川の地域づくりをより発展でき、地域づくりの拠点となるように指針を策定していきます。

1. 1 米川地域について

平成 21 年には「日本の里 100 選」(公益財団法人森林文化協会)にも選定されています。



- ① 米川出張所・米川公民館
米川児童館
- ② 米川小学校
- ③ 米川老人集会所
- ④ 米川北老人集会所
- ⑤ 滝ノ口河川公園
- ⑥ 大藤谷老人集会所
- ⑦ 米川郵便局
- ⑧ 下松警察署米川駐在所



1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 1 地形・環境

現 状

米川地域の地形は、地域内の大半が山林で、一部に田畑や宅地があります。また、地域の中心部に末武川が流れ、山林と河川が織り成す溪谷で自然豊かな地域となっており、「山口県中山間地域振興条例」及び「山口県中山間地域づくりビジョン」において、「中山間地域」として指定されています。

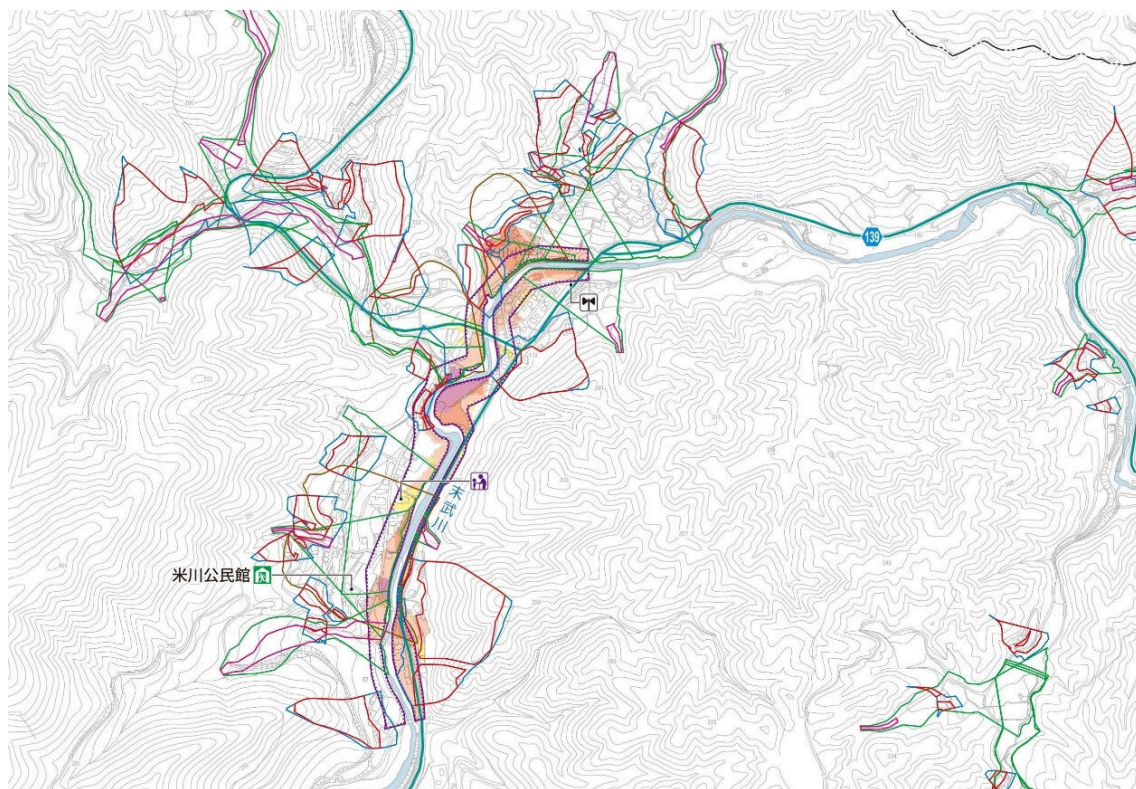
都市計画法では、地域の大部分が「都市計画区域外」であり、比較的平坦な場所にある農地部分の多くが、農業振興地域の整備に関する法律による、農業振興地域に指定されています。

米川公民館は、地域の中心的な位置に設置されており、地域住民のコミュニティ活動の拠点として運営しています。

課 題

米川地域の山林、河川の周辺は、各種の災害ハザードマップにより、土砂災害や河川の氾濫等による土地・家屋への浸水の危険性が指摘されています。

地域は都市計画区域外となるため、今後も都市的な基盤整備が進む可能性が低く、また、一部の農地部分は農業振興地域の農用地区域に指定されていることから、開発行為等による都市的な開発が進む可能性は低いと考えられます。



下松市洪水・土砂災害ハザードマップ(米川南)

1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

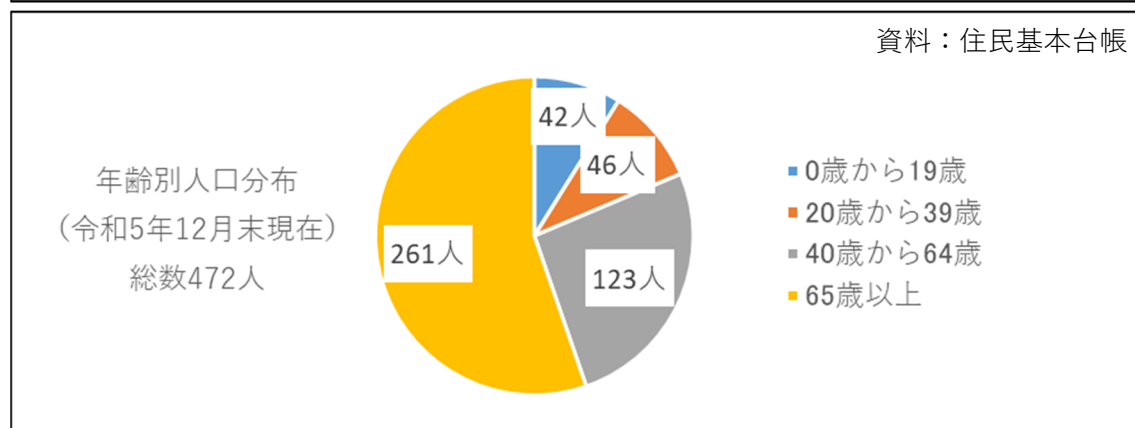
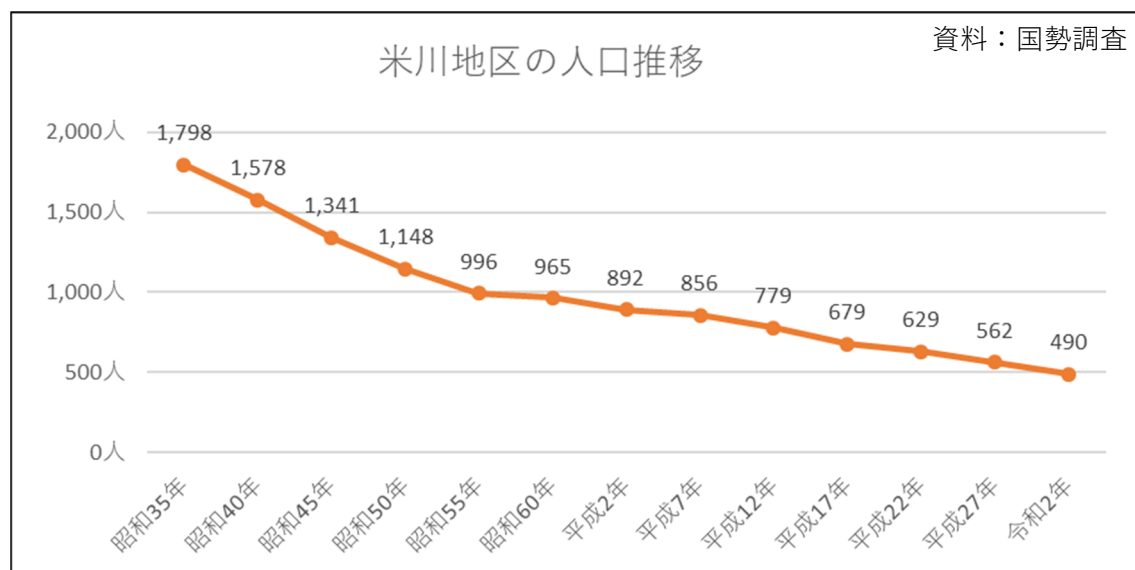
1. 2. 2 人口動向

現 状

米川地域の人口は令和 5 年 12 月末時点で 472 人となっており、30 年前の平成 5 年 12 月末時点の人口 916 人と比較しても 48%程度減少しています。また、65 歳以上の人口比率は令和 5 年 12 月末時点で 55.3%と高齢化が進行しています。

こうした人口減少や高齢化の傾向は、都市的な活動の展開が進まず、新規の人口流入は少ないことによるものと考えます。

人口減少や高齢化の進行による、地域コミュニティ活動の衰退が懸念されます。



課 題

人口減少や高齢化が進行していく中で、将来の動向を見据えつつ「米川地域づくり拠点施設」を中心とした地域コミュニティ活動の推進・維持を検討していく必要があります。

合わせて、地域外人材の取り込みを計画し、地域活動への参画も求められます。

(コミュニティ：地域社会・共同社会。共通の目的、地域などで結びついた人々の集まりを指します。)

1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 3 地域振興・観光交流

現 状

米川地域では、休耕農地を活用したゆず栽培が行われており、ゆず果汁として販売しています。また、栽培、収穫を周南公立大学地域ゼミと共同で行うなど、地域外人材との交流を深めています。あわせてアマゴの養殖、米川米の特産品化なども行われており、地域産品の拡充が行われています。

米泉湖周辺や大將軍山などでは、ハイキングコースがあり、大將軍山の山頂からは、下松市街や笠戸湾が一望でき、海と山と市街地を一度に感じられる素晴らしい景観となっています。米泉湖公園や滝ノ口河川公園では、春の桜、夏の川遊びやホタル観賞、秋の紅葉狩りなど一年を通じて四季を感じられ、家族連れで楽しめる下松市民の憩いの地域となっています。

末武川ダムでは「ダムカード」が作成されており、米川公民館で配布を行っています。このダムカードを求めて全国各地から末武川ダム、米川公民館を訪れる方が増えています。

一方、地域を訪れる人も年々増加し、下松市観光協会によるそば打ち体験や、きのこ栽培工場見学・収穫体験などが行われています。また、米川公民館では、卓球やソフトバレー、編み物教室などが開催されるほか、公民館祭りや敬老会など地域のコミュニティ活動が積極的に実施されています。

また、米川地区社会福祉協議会や地区民協を中心に、独居老人の方々に対する、配食サービス(月/1回)や見守り活動等が行われており、地域による支え合いの体制が確立されています。



米川ゆず園場



末武川ダム(米泉湖)

課 題

米川地域には多くの観光資源があり、様々な地域振興活動の場が多く設けられています。

こうした活動を今後も支持していくためにも、「米川地域づくり拠点施設」を機能的に充実させていく必要があります。

活動の場の確保・提供、情報発信、立ち寄り場所としての充実や施設としての利便性の向上(バリアフリー化、利用しやすいトイレ整備他)など、必要な機能を十分に兼ね備えた施設整備が求められます。

1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 4 交通・買い物・医療等

現 状

米川地域は、生活用品や食料品等を揃えるための店舗がほとんどありません。そのため、調達するためには、自家用車か、公共交通機関である路線バスを使用して、市街地へ出かける必要がありますが、地域内の路線バスは令和元年の 9 月に廃止されたため、地域住民の移動手段として、同年 10 月からコミュニティバス「米泉号」の運行が始まりました。

平成 24 年 2 月からは、市から事業委託を受けた下松市社会福祉協議会の地域づくり団体のボランティアにより、65 歳以上で自家用車を持たない住民を対象とした「米川あったか便」のサービス運行を開始し、高齢者を商業施設等へ送迎する取り組みも行われています。

また、市内店舗の移動販売車が、米川公民館、米川老人集会所、米川東中原で週 1 回地域を訪れています。

また、米川地域は移動図書館「あおぞら号」が月 2 回訪問し、図書館サービスを行っています。地域医療体制としては、昭和 63 年 3 月に米川公民館内に米川診療所を設置し、月 2 回、出張診療を行っています。



コミュニティバス米泉号



米川診療所

課 題

一定の交通手段を確保している状況ではありますが、生活用品や食料品等の店舗が無い米川地域では、交通手段を確保することが必需であり、日常的に満足できる状況ではなく、これからは、買い物や医療支援の体制を身近なものにしていくためにも、新たな「米川地域づくり拠点施設」を活用した取組を検討していく必要があります。

移動販売車の販売スペースの確保や、地場産品販売スペースの確保などの買い物支援、診療体制の更なる充実などに加え、コミュニティバスや移動図書館の停留スペースの確保を計画し、継続した運営ができるようにする必要があります。

1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 5 公共施設

現 状

米川地域には、米川出張所・米川公民館、米川小学校、老人集会所等の公共施設がありますが、いずれも建築年数が経過し、施設の老朽化が進行しています。中でも米川公民館はまもなく築 70 年を迎えるため、施設の安全面でも配慮が必要な建築物となっています。また、バリアフリー化にも対応していないため、利便性を損ねており、安全性と利便性に配慮した施設整備を検討する必要があります。

米川出張所・米川公民館

- ・所在地 下松市大字下谷 167 番地 1
- ・建築年 昭和 30 年(1955 年)
- ・築年数 築 68 年
- ・延床面積 767.8 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
(地下 1 階)
- ・耐震化の状況 旧耐震(耐震診断済：耐震性無)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(駐車場)
- ・主な諸室 講堂・和室・調理室・事務室
診療所・出張所
- ・備考 本整備計画の対象



下谷消防機庫(米川公民館倉庫)

- ・所在地 下松市大字下谷 167 番地 1
- ・建築年 昭和 46 年(1971 年)
- ・築年数 築 52 年
- ・延床面積 69.6 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(駐車場)
- ・主な諸室 消防機庫・倉庫
- ・備考 本整備計画の対象



1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 5 公共施設

現 状

米川児童館

- ・所在地 下松市大字下谷 163 番地 2
- ・建築年 昭和 55 年(1980 年)3 月
- ・築年数 築 43 年
- ・延床面積 198.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 地すべり警戒区域
土砂災害警戒区域(土石流)
- ・主な諸室 遊戯室・保育室・図書室等
- ・備考 今後の利用方針の検討が必要



米川小学校校舎

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 45 年(1970 年)2 月
- ・築年数 築 53 年
- ・延床面積 1,099.0 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ・耐震化の状況 旧耐震(耐震診断済:耐震性有)
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地・土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(グラウンド)
- ・主な諸室 普通教室・事務室・校長室
保健室・図書室・理科室他
- ・備考 米川地域づくり拠点施設との
連携利用を計画
※校舎の一部が土砂災害特別
警戒区域に指定されているた
め利用には制約あり



1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 5 公共施設

現 状

米川小学校屋内運動場

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 60 年(1985 年)2 月
- ・築年数 築 38 年
- ・延床面積 759.0 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
(一部鉄骨)
- ・耐震化の状況 新耐震
- ・ハザードマップ 地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・主な諸室 屋内運動場・音楽室・倉庫
- ・備考 米川地域づくり拠点施設との
連携利用を計画



米川小学校給食室

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 29 年(1954 年)3 月
- ・築年数 築 69 年
- ・延床面積 78.0 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地・土石流)
地すべり警戒区域
- ・主な諸室 調理室・休憩室



米川小学校技術家庭科室 (旧都農高等学校米川分校)

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 29 年(1954 年)
- ・築年数 築 68 年
- ・延床面積 110.0 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
- ・主な諸室 家庭科室・図工室



1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 5 公共施設

現 状

米川老人集会所

- ・所在地 下松市大字下谷 567 番地 4
- ・建築年月日 昭和 58 年(1983 年)3 月
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 94.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 新耐震(2000 年基準未)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室
- ・備考 今後の利用方針の検討が必要



米川北老人集会所

- ・所在地 下松市大字下谷 320 番地
- ・建築年月日 昭和 58 年(1983 年)3 月
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 94.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 新耐震(2000 年基準未)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域
(急傾斜地・敷地進入口)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室



大藤谷老人集会所

- ・所在地 下松市大字大藤谷 459 番地 1
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 69.6 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室



1. 基本計画の策定にあたって

1. 3 米川公民館の方針

課 題

今後、米川公民館に替わり、「米川地域づくり拠点施設」を設置、運営していく上で、米川地域の公共施設の機能を整理、集約していく必要があります。また、未利用の公共施設の活用や、廃止なども検討していく必要があります。

整備基本計画では、「米川公民館」及び「下谷消防機庫」を「米川地域づくり拠点施設」に関係する整備対象施設として検討を進めていきます。

米川公民館

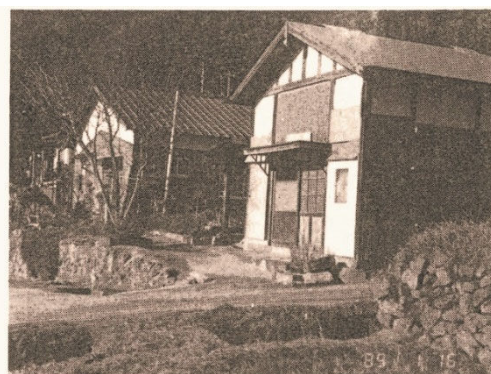
米川公民館は、昭和 38 年 4 月に、下松市公民館条例によって設置されましたが、当初、建物はなく米川村役場(のちの下松市米川出張所)に併設されていました。(現在の米川郵便局を西に向かった付近)

昭和 30 年に米川小学校が建設され、小学校の移転(現在の米川小学校(旧米川中学校跡地))に伴い、下松市米川出張所は、現在の位置に移転することになりました。

以降、米川出張所・米川公民館は地域住民の生涯学習や、地域コミュニティ活動の中心として運営を行ってきました。



旧米川小学校(現在の米川公民館)の落成式



米川村役場(奥) 手前は村議会議堂会棟

現在の米川出張所・米川公民館は、下記のような物理的、機能的、社会的機能が不足している問題を抱えています。

- ・施設の耐震性の不足や老朽化(雨漏れ、床のたわみ、外壁の劣化、建具の劣化他)
- ・バリアフリー未対応(事務室への階段、エレベーターが無い、多目的トイレが無い他)
- ・トイレ、調理室の衛生面での対応不足 など

このような状態を考慮し、下松市公民館施設整備計画(平成 30 年 2 月)では、米川公民館は「建替え」として計画をされました。

米川公民館の建替では、誰でも利用しやすく、バリアフリーに対応し、利便性を向上させた施設整備を計画し、災害時の避難所としての機能を備えた、地域防災拠点として施設整備を行うこととされています。

1. 基本計画の策定にあたって

1. 3 米川公民館の方針

課 題

下谷消防機庫(米川公民館倉庫)

下谷消防機庫は、米川公民館の倉庫機能を兼ね備えた建築物となっています。建築物の内部は消防車の格納や水害時の復旧作業用具を収納しており、災害時にはそれらが被災しないように、建築物としての機能を維持する必要があります。米川公民館の倉庫部分では、地域のイベント用具を収納しています。

しかし、下谷消防機庫は、耐震性の問題で、地震時の建築物の損傷等が懸念されます。また、倉庫部分は建具等が無く、柱などが雨にさらされ腐食し、外壁材の発錆など劣化が進行しています。

米川公民館の建替に併せて、下谷消防機庫も建替えを検討する必要があります。

下谷消防機庫の建替は、消防車の格納、防災備品置場の確保、倉庫を計画し、イベント用具の整理、収納、搬出がしやすくなるよう、施設を計画する必要があります。

(米川公民館・下谷消防機庫(米川公民館倉庫)の現状)



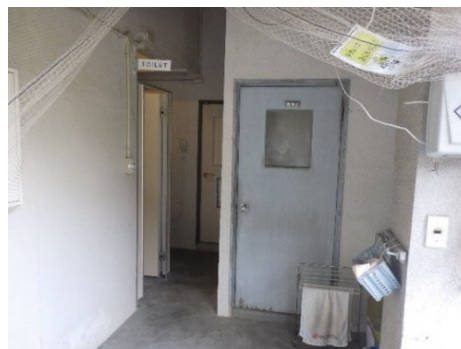
バリアフリー未対応の入口



屋上防水の劣化



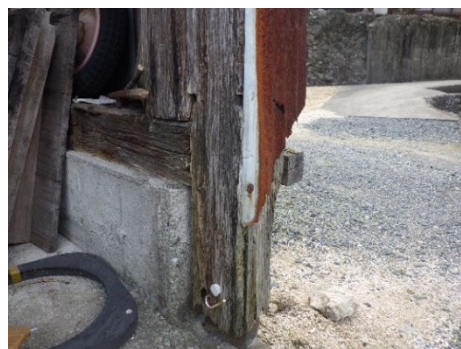
軒裏モルタルの剥落



屋外のトイレ



内壁の劣化



柱脚の劣化

1. 基本計画の策定にあたって

1. 4 上位計画及び関連計画

1) 下松市総合計画（令和 3 年 3 月策定）

市政における様々な分野の施策の総合的指針となる計画で、目指す都市像を掲げ、それに向けて行うべき効果的な施策を体系化して示すもので、市政の最上位の計画になります。

「社会教育の充実」では、生涯学習環境の充実を掲げ、市民の生涯学習意欲やニーズに応える場や機会を充実させるため、公民館施設の維持管理・更新や、市民参加も含めた運営改善及び利用利便の充実を図ることを掲げており、米川公民館については、「下松市公民館施設整備計画」に基づき建替を進めることとし、施設の安全性や利便性を確保するように計画しています。

「協働体制の確立」では、コミュニティ拠点施設の活用促進を掲げ、地域による公民館の運営の活性化の支援や、指定管理による公民館のコミュニティセンター化の検討を計画しています。また、地区活動拠点施設の整備を掲げ、地域のまちづくり活動の拠点機能の充実を図ります。

「にぎわい創出と魅力発信」では、米泉湖周辺の観光拠点機能整備を掲げ、下松市観光協会や地元住民の活動等を通じ、広域的な憩いの場としての機能の向上を促進すること、としています。米川地域づくり拠点施設は、この広域的な憩いの場としての機能の一端を担うことを目標とします。

「効率的な行財政運営」では、公共施設の総合的マネジメント体制を強化し、整備や運営管理の最大限の効率化を目指すことを掲げ、新耐震基準を満たしていない施設について、市民が安全で安心して使えるように、建替に合わせた耐震化を進める必要がある、としています。さらには、公共施設のバリアフリー化を積極的に進め、ニーズに合わせた整備に努め、福祉的環境基盤を充実させる必要がある、としています。

上記における関連計画として「下松市公民館施設整備計画」（平成 30 年 2 月）、「下松市社会教育施設等長寿命化計画」（令和 3 年 3 月）や、「下松市公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月）が挙げられます。

2) 下松市都市計画マスタープラン（令和 3 年 3 月策定）

下松市都市計画マスタープランは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地域別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにすることを目的に策定されています。

この中で、米川地域の公共施設の改善として、米川公民館の建替（コミュニティ拠点施設、災害時の避難所施設の整備）、公共施設のバリアフリー化等が示されています。

1. 基本計画の策定にあたって

1. 4 上位計画及び関連計画

3) 下松市中山間地域づくり指針（平成 19 年 10 月作成、平成 27 年 4 月改定）

下松市中山間地域づくり指針は、中山間地域におけるコミュニティの充実や安全安心な暮らしの維持、都市部などの他地域との連携等により、効果的に中山間地域の振興を図るための基本的な方向性を示すこと、を目的として指針が策定されています。

この中で米川公民館は、地域コミュニティの活動拠点となっていますが、昭和 30 年に建築された旧米川小学校を利用しており、老朽化が著しく、耐震性にも問題があります。また、階段を利用しなければ施設に入れないなど、構造上の問題で高齢者等の利用が困難な施設でもあります。

今後、高齢化が進展する中で、高齢者も利用しやすい、生涯学習、交流、福祉などの機能を集約した地域活動拠点施設の整備が望まれる、とされています。

4) 下松市米川地域元気生活圏づくり推進方針（令和 4 年 1 月改定）

下松市米川地域元気生活圏づくり推進方針では、基本的方針として機能・サービスの拠点化を掲げ、集会、福祉や地場産品の直売施設等の必要な内容を検討し、それらの機能を複合的に兼ね備えた拠点施設の整備を目指す、とされています。

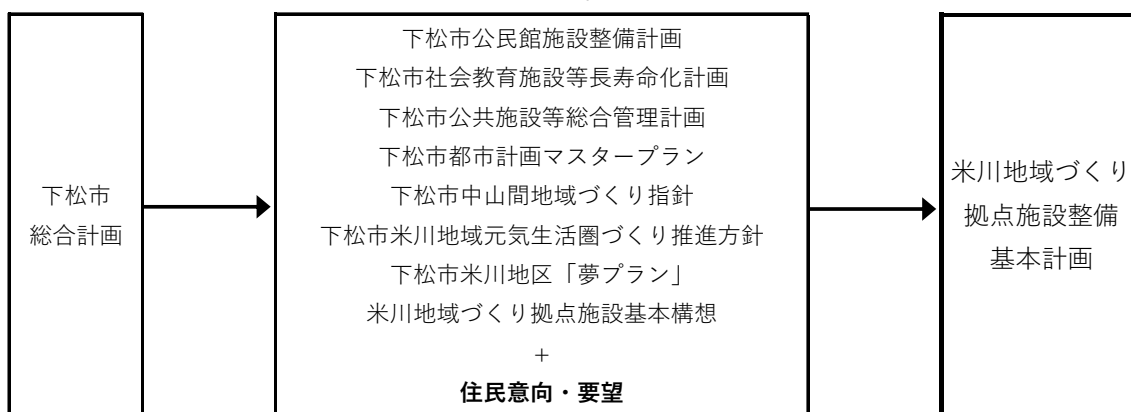
5) 下松市米川地区「夢プラン」（平成 23 年作成、平成 30 年 4 月改定）

下松市米川地区「夢プラン」では、コミュニティ機能の充実を目的とし、実施項目として、地域活動拠点施設の整備を掲げ、福祉機能や地場産品の直売施設等、拠点施設に必要な機能等について、関係者の意見を収集・調整する、とされています。

6) 米川地域づくり拠点施設基本構想（令和 5 年 1 月）

米川地域づくり拠点施設基本構想では、米川地区「夢プラン」を実現する持続可能な地域づくりの活動拠点を目指す、とされています。

※整備基本計画は、上記に掲げる各種計画への内容を集約するとともに、地域住民の意向を最大限に配慮した計画の策定を行います。



1. 基本計画の策定にあたって

1. 5 住民意向・要望について

現 状

令和 3 年 5 月に、米川公民館の建替に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは、米川地区在住の方々から、公民館の建替に関する改善点や必要な機能など、様々な観点からご意見をいただきました。

下記にアンケート内容の一部を整理して示します。

(下記内容が全て整備できるわけではありません)

子育て支援	・子どもが遊べる遊具、子どもが遊べる部屋
	・子育て世代が平日昼間に使える施設
	・未就学児が遊べる支援センター機能
	・ベビーブース(授乳室、オムツ替え台等)の整備
地域の充実 生活の充実	・生活用品の販売、食品の販売
	・軽食が食べられる食堂、カフェ
	・米川産品の販売ブース
	・米川地域内に店舗が欲しい
	・銀行機能がほしい(ATM 設置希望の意見も含む)
施設機能の充実	・バリアフリーに対応した施設
	・駐車場の整備、スロープ設置、出入口まで雨除け、出入口を広く
	・調理室を広く(配食サービス作業、釜洗い場、大きい鍋・釜用コンロ、外部洗い場)
	・イベント備品が出し入れしやすい倉庫
	・インターネット環境の整備(Wi-fi)
防災機能の充実	・シャワー、風呂をつける
	・自家発電機能の設置、太陽光発電設備
	・会議室を広く(避難時のスペース確保)
	・手動式の井戸(災害用)、太陽熱温水設備
自由に施設利用ができる環境の整備	・誰でも読める図書の配架、ミニ図書館、電子図書の整備、読書スペース
	・ロビーに自由に見ることができる TV の設置
	・ロビーの環境整備(高齢者・子どもが快適に過ごせるように)
	・立ち寄り休憩所
	・オープンカフェテラスのような場所
	・自由に使える PC・タブレット端末の設置
	・有料のコピー機の設置(PC に接続できるプリンター)
	・将棋や囲碁等ができるスペース
	・屋外用トイレの設置

1. 基本計画の策定にあたって

1. 5 住民意向・要望について

現 状

その他	・「山口県サイクルエイド」への登録
	・屋外に花壇の設置、季節を感じられる花木
	・米川の自然を生かした観光目的の施設ができないか(山のレストランやキャンプ場)
	・高齢者が頑張っても公民館に来るような機会ができるとうい(健康測定器の設置、ゴミステーションでの回収、法律相談など)
	・現時点で米川に住む 30~60 歳の方が次代の米川を真剣に考える必要がある
	・コミュニティバス(米泉号)の回数を増やしてほしい
	・新しい遊具、ブランコ、シーソー、鉄棒、ジャングルジム、アスレチックがほしい
	・運動施設として活用が見込まれる米川小学校体育館トイレも充実させてほしい
	・米川小学校体育館トイレを綺麗にしてほしい

課 題

アンケート結果から見えてきた課題を整理します。

- ・子育て支援関係では、子どもが集える施設として機能を充実することが望まれています。
- ・地域の充実・生活の充実では、生活用品や食品の販売など、買い物支援に関する内容の充実が望まれています。
- ・施設機能の充実では、新しい施設の利便性の向上を図り、日々の地域コミュニティ活動で利便性のよい施設整備が求められています。
- ・防災機能の充実では、災害時の防災拠点として、建築物の耐震性を確保することに合わせて、災害発生時の施設としての機能を充実させることが求められています。
- ・自由に施設利用ができる環境の整備では、図書の実や休憩所としての利用など、誰もが利用しやすく、気軽に立ち寄れる環境の整備が望まれています。

上記に掲載したアンケート結果は一部ですが、いただいたご意見、要望等を総合的に勘案し、可能な限り「米川地域づくり拠点施設」に取り入れられるよう、整備基本計画の策定を進めていく必要があります。

2. 整備方針

2. 1 基本コンセプト

米川地域づくり拠点施設整備では、米川地域の現状や課題、上位計画や関連計画、住民の方々の意向や要望を踏まえ、下記のようにコンセプトを定めます。

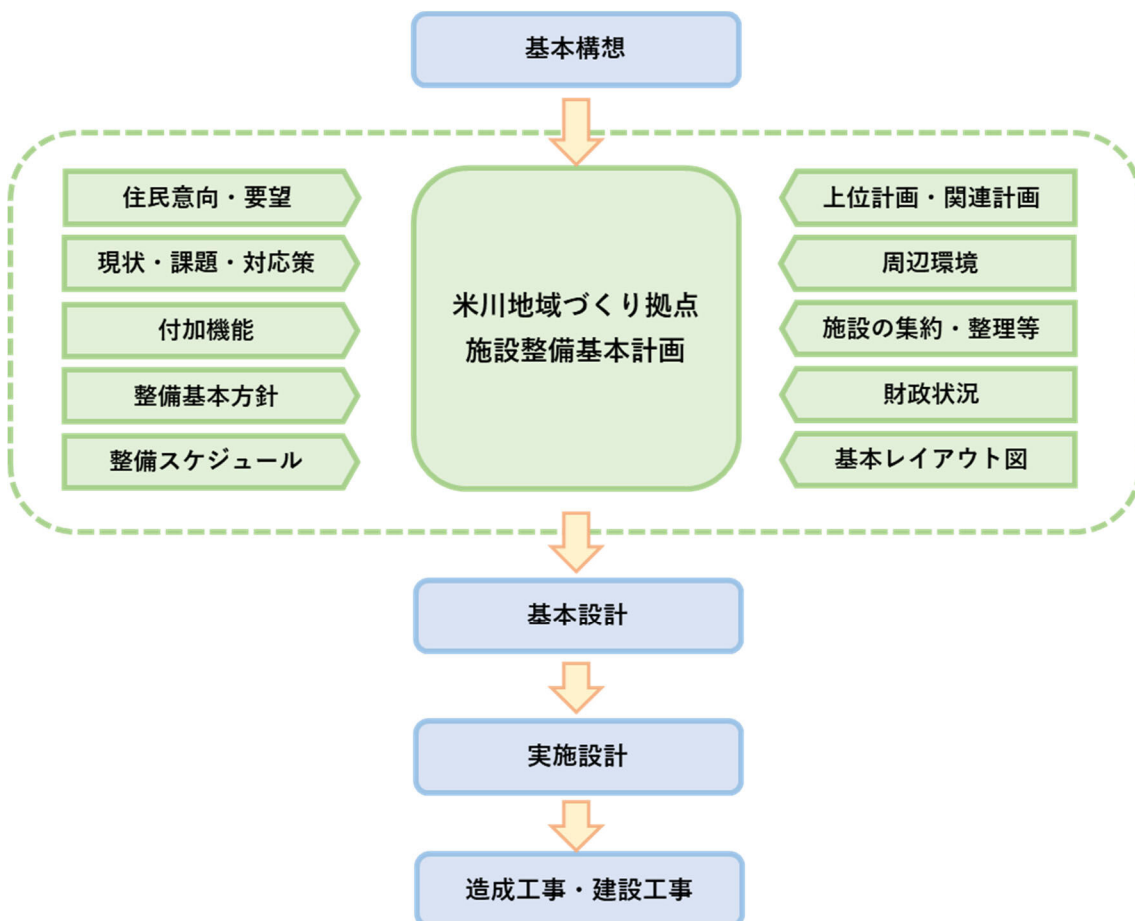
米川地区「夢プラン」を実現する持続可能な地域づくりの活動拠点

米川地区「夢プラン」とは、本計画の上位計画であり、平成 23 年に「米川地域づくり連絡協議会」により作成された、中山間地域で生活する方々による手づくりの「地域の将来計画」のことです。夢プランでは、地域の夢、地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担を定めています。

また、平成 19 年に作成し、平成 27 年に改定した下松市中山間地域づくり指針の中でも、「夢プラン」の実現に向けて、多機能集約型の地域活動拠点施設の整備を検討するとしています。

地域住民の方々が中心となって作成されたこの「夢プラン」を実現するための、地域活動拠点の整備を基本コンセプトとし、本計画の策定を行います。

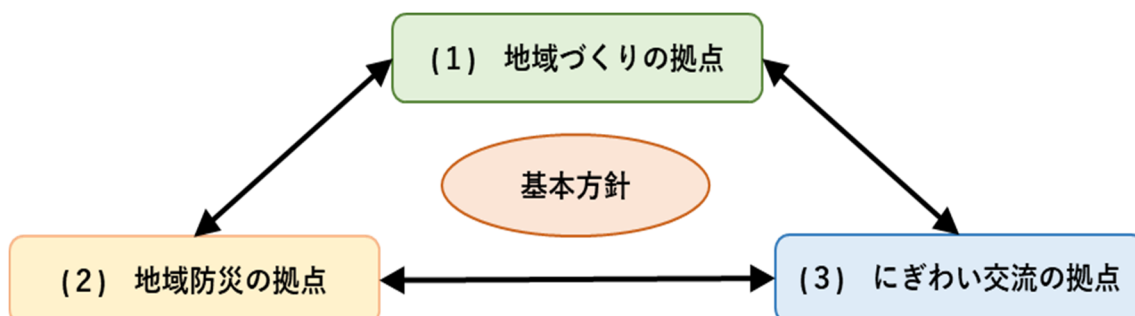
(事業計画策定の流れ)



2. 整備方針

2. 2 施設整備の基本方針

2. 1で掲げた基本コンセプトや住民アンケートをもとに、施設整備の基本方針を次の3つにまとめました。



(1) 地域づくりの拠点

中山間地域の「米川らしさ」を生かした地域づくり、暮らしや生涯学習の活動拠点となる施設を目指します。

- ・建物は、可能な限り木材を使用し、地域の景観に調和した施設とし、屋外のスペースなどからは、米川地域の豊かな自然が感じ取れる空間の配置を計画します。
- ・ATM 機能を有した郵便局の設置を検討しています。
- ・移動販売車の販売スペースや、地場産品の販売スペースの確保、さらには日用品、食料品の販売の可能性を探り、日常の暮らしが充実できるような施設を計画します。
- ・診療体制のさらなる充実として、リモート診療の導入など医療支援体制を計画します。
- ・米川地域の人口減少、過疎化等が進行していく中での住民サービスの維持・向上と行財政改革の一環から、出張所機能等の行政サービス委託の可能性を検討し、効率化した新たな住民サービスへの活用を計画します。

(2) 地域防災の拠点

地域の防災拠点として、災害に強く、地域の総合防災力の充実と強化につながる施設を目指します。

- ・耐震性に優れた建築物を計画し、非常時でも施設機能を維持し、避難所として運営できるよう防災倉庫を確保します。併せて消防機庫も施設内に整備し、消防団の活動拠点及び地域防災の新たな拠点となる施設整備を計画します。

2. 整備方針

2. 2 施設整備の基本方針

(3)にぎわい交流の拠点

子どもからお年寄りまで、地域内外の多様な世代が集い、人の輪が広がる施設を目指します。

- ・ユニバーサルデザインに対応し、福祉的機能も充実した建築物として、誰でも利用しやすい施設を計画します。
- ・多目的の空間を室内外に配置し、世代間を超えた交流ができる場を計画します。
- ・子育て支援の機能を充実させるため、授乳室やキッズスペースなどを計画します。
- ・図書コーナーを配置し、気軽に知識や情報を得られるような、生涯学習の場を計画します。
- ・米川地域にある観光資源を活用するために、情報発信機能や、立ち寄り・休憩などの施設機能を充実させ、地域内外の方々が利用できるような施設として計画します。
- ・高齢者や障害者だけでなく、子育て世代にも配慮した多機能トイレを計画します。
- ・多種多様な利用形態を検討し、地域内外の人々が集える施設を計画します。

3. 拠点施設の整備位置について

3. 1 整備候補地の選定

米川地域づくり拠点施設整備では、整備候補地を複数選定し、比較検討を行い整備候補の選定を行います。

- 1) 防災拠点としての適性
- 2) 地域住民の方々の利便性
- 3) 施設整備に必要な建物規模を確保できる敷地
- 4) 造成工事や上下水道の整備などの経済性
- 5) 法令上の諸条件

上記5点を考慮し、整備候補地を3箇所選定しました。

A案 米川公民館

B案 米川小学校グラウンド

C案 菅沢(民地)



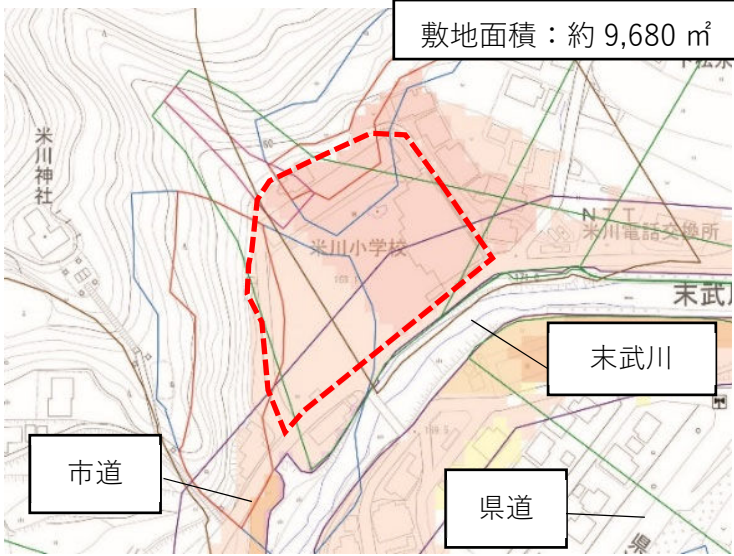
3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

		A) 米川公民館	
防災面	土砂災害 河川氾濫等	×	土砂災害警戒区域(土石流) 地すべり警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域(駐車場)
	緊急車両	△	大型の車両は進入しづらい
利便性	アクセス	△	市道からの進入路が狭い
	駐車場	△	イベント時には駐車場の制約がある
	高低差	△	敷地内に高低差がある
敷地 規模	敷地規模	△	既存施設があるため用地面積が狭い
	地形	△	建物配置・外構計画の検討
経済性	造成等費用	△	高低差の利用方法の検討
	インフラ整備	○	問題なし
法令 条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	隣地擁壁と計画建物の取合い検討
総合判定		△	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

		B) 米川小学校	
			
防災面	土砂災害 河川氾濫等	×	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地・土石流) 地すべり警戒区域 浸水想定区域(3.0m～5.0m) 家屋倒壊等氾濫想定区域(グラウンド)
	緊急車両	△	大型の車両は進入しづらい
利便性	アクセス	△	市道からの進入路が狭い
	駐車場	◎	敷地内に駐車場が確保できる
	高低差	○	グラウンドは平坦で利用しやすい
敷地 規模	敷地規模	◎	問題なし
	地形	◎	グラウンドは十分な面積が確保できる
経済性	造成等費用	△	地盤の嵩上げが必要
	インフラ整備	○	問題なし
法令 条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	土砂災害特別警戒区域に配慮が必要
総合判定		×	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

		C) 菅沢(民地)	
防災面	土砂災害 河川氾濫等	△	土砂災害警戒区域(土石流) 大雨時の水路の氾濫(過去事例)
	緊急車両	○	大型の車両は進入しやすい
利便性	アクセス	○	県道からの進入路が広い
	駐車場	○	敷地内に駐車場が確保できる
	高低差	△	前面道路・敷地内に高低差
敷地 規模	敷地規模	○	問題なし
	地形	○	建物配置・外構計画の工夫で対応可能
経済性	造成等費用	×	スロープ・擁壁設置・地盤嵩上げが必要
	インフラ整備	△	敷地に給水の引込が必要
法令 条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	県道法枠と計画建物の取合い検討
総合判定		○	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 3 整備予定地

整備候補地の比較検討を行った結果、C案の菅沢(民地)を整備予定地として決定しました。敷地の規模や利便性などは、B案の米川小学校が最も優れていますが、防災面では敷地の一部が土砂災害特別警戒区域にあり、グラウンドは家屋倒壊等氾濫想定区域となるため、災害時の防災拠点としての機能を果たす可能性が低くなります。

C案の菅沢(民地)では、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定がされていませんが県道からの高低差もあり、氾濫した場合であっても、拠点施設が被害を受ける可能性は低いと考えます。また、敷地の造成等で費用は発生しますが、県道からのアクセスもよく利便性もあり、地域内外の交流もしやすい場所であると考えます。

